

日午前8時30分～午後5時
※勤務可能な日を履歴書にご記載ください。

□報酬(時給) 有資格者：1,330円
無資格者：1,230円
申7月4日(金)までに、市指定応募書類を幼児教育・保育課(田無第二庁舎2階)にご提出ください。
※通年の保育業務補助員も随時募集しています。
※応募書類など詳細は市HPへ
▶幼児教育・保育課
☎042-452-6777

行政経験事務職・保谷庁舎公金取扱事務員(令和7年度会計年度任用職員)

□人数 1人
□採用予定日 8月1日付
□試験日 7月14日(月)
□申込期限 7月7日(月)(郵送必着)
□報酬 月額18万100円

※募集要項は職員課・市HPで、受付期限終了日まで配布
※詳細は市HPを必ずご確認ください。

▶職員課
☎042-460-9813
市HP

特定任期付市職員

□試験区分 弁護士資格を有する法務専門職
□資格 司法修習を修了し、実務経験を3年以上有する方
※詳細は市HPを必ずご確認ください。
□申込期限 7月22日(火)
□試験日 8月5日(火)
▶職員課
☎042-460-9813
市HP

etc その他
寄付

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。お名前などの公表を承諾いただいた方のみ掲載しています。

※佐原悠太 様(金員)
※匿名(1万5,000円)
▶秘書広報課
☎042-460-9803

はなバス ネーミングライツ・パートナー募集
はなバスの停留所に副バス停名称を命名できるネーミングライツ・パートナーを募集します。副バス停名称は停留所盤面・小学生車内アナウンス・市の刊行物およびホームページなどにおいて、停留所名称に併記することができます。
対象のはなバス停留所に近接する法人・事業所・店舗など
各停留所に1者ずつ
契約期間 令和8年4月1日～
令和10年3月31日(2年間)
料金 年額12万円(税別)
※別途停留所盤面作成費などの負担有
申8月12日(火)までに、メール・持参(保谷東分庁舎)・郵送で応募書類を〒202-8555市役所交通課へ
※詳細は市HPへ
▶交通課保
☎042-439-4435
市HP

保険料の通知を送ります 国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険

国民健康保険

令和7年度の国民健康保険料納入通知書を7月上旬に世帯主の方へ送付します。国民健康保険料は皆さんが安心して医療にかかるための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようにご協力ください。

□納付書や口座振替での納付(普通徴収)の方

7月から翌年の2月まで8回に分けて納付してください。納期限を過ぎると延滞金が増加され、滞納処分を受ける場合があります。

□年金からの納付(特別徴収)の方

次の全てに該当する方
●世帯主が国保の加入者
●国保の加入者全員が65歳以上75歳未満
●世帯主が受給する年金の年額が18万円以上で、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金額の2分の1を超えない

※該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。
※令和7年度中に世帯主の方が75歳到達により後期高齢者医療制度へ

移行する場合は、普通徴収での納付になります。

□特別徴収から口座振替への変更
特別徴収該当の方も口座振替による納付を選択できます。詳細は、送付する納入通知書に同封のお知らせをご覧ください。

□非自発的失業者の方は保険料の軽減手続を

次の条件全てに該当する方
●離職日時時点で65歳未満の方
●ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給

資格通知」の離職理由が次の番号の方

11・12・21・22・23・31・32・33・34

※詳細は下記へ

□スマートフォンアプリで納付できます

●対象アプリ ※納付方法はQRコードから。モバイルレジ・PayPay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・Fami Pay

▶保険年金課
☎042-460-9822
市HP

介護保険

65歳以上の方(第1号被保険者)の令和7年度介護保険料納入通知書を7月中旬に発送します。介護保険は高齢者の暮らしを社会全体で支える仕組みです。介護が必要になったときに、安心して介護サービスを利用するために、介護保険料の納付にご協力ください。令和7年度も、第1段階から第3段階までの方の保険料額については、公費による負担軽減を図っております。

□年金からの納付(特別徴収)の方や

□口座振替での納付の方
明るい黄緑色(もえぎ色)の封筒でお送りします。決定した保険料額を年金または口座から引き落とします。

□納付書での納付(普通徴収)の方
青色の封筒でお送りします。7月から翌年2月までの8回に分けて納付していただきます。納付書裏面に記載の金融機関およびコンビニでの納付のほか、ペイジー、スマホ決済アプリによる納付が可能です。
※口座振替依頼書を同封しています。

□10月から特別徴収が始まる方
青色の封筒でお送りします。年間保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします。
※口座振替依頼書は同封していません。

□シルバーパスの所得確認書類に
この納入通知書は、満70歳以上の方のシルバーパス購入の際、所得確認書類として活用できる場合がありますので、大切に保管しておいて

ください。なお、納入通知書は再発行できませんのでご注意ください。

□スマートフォンアプリで納付できます
●対象アプリ ※納付方法はQRコードから。モバイルレジ・PayPay・au PAY・d払い・J-Coin Pay・楽天ペイ・Fami Pay

▶高齢者支援課
☎042-420-2814
市HP

後期高齢者医療保険

後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬に送付します(令和6年1月～12月の所得を基に算出)。

令和7年度は、均等割額が4万7,300円、所得割率が9.67%\*1、保険料の賦課限度額が80万円\*2となります。

\*1 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の所得割率が9.67%となります。

\*2 激変緩和措置の終了に伴い、令和7年度は全ての方の賦課限度額

が80万円となります。

□前年度から引き続き特別徴収(年金からの納付)の方

決定した保険料額から仮徴収額(4・6・8月分)を差し引いた額を10・12・翌年2月に年金から引き落とします。

□10月から特別徴収が始まる方
保険料額の2分の1相当額を納付書で納付し(7・8・9月の3期)、残りを10・12・翌年2月に年金から引き落とします(詳細は、通知書

の5ページをご覧ください)。

□特別徴収ではない方

7月から翌年2月までの8回に分けた納付書を同封しますので、各納期限までにお近くの金融機関などで納付してください。

□2月1日以降に後期高齢者医療制度に加入した方および所得を更正した方
令和6年度分または所得を更正した年度分の保険料として後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。納期限は、7月31日の1回の

みですので、令和7年度の保険料と併せて納付してください。

●制度について…東京いきいきネットHP

●東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎0570-086-519 (IP電話・PHSの方は☎03-3222-4496)

▶保険年金課
☎042-460-9823

共通事項

▶口座振替をご希望の方 口座振替依頼書が同封されていた方は、金融機関などでお申し込みください。手続には時間が掛かりますので、納期ごとの申込期限をご確認ください。詳細は、同封のご案内をご覧ください。

▶保険料の控除 納付した保険料は、確定申告などで所得税や住民税を計算する際に、社会保険料として控除の対象となります。